(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

						(> -> -/
			担当課	長寿介護課	検索番号	3-13-2
法令	名	介護保険法	根拠条項	第107条第2項		
許認可	可等	介護医療院入所定員等の変更の許可				

(根拠規定)

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(開設許可)

第百七条

2 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

(許認可等の基準)

- ○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例<mark>(令和3年愛媛</mark> <mark>県条例第31号)</mark>
- ○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和 3年愛媛県規則第31号)

(その他)